

教育訓練給付について

教育訓練給付金の概要

- 労働者の主体的な能力開発を支援するため、雇用保険被保険者又は離職後原則1年以内の者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合にその費用の一部を支給。
- 講座の内容等に応じ、専門実践・特定一般・一般の3類型を設けている。

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練給付金
対象講座	<u>労働者の中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座</u>	<u>労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練講座</u>	左記以外の <u>雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練講座</u>
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u>を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u>を追加支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受講費用の40%（上限20万円）</u>を受講修了後に支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受講費用の20%（上限10万円）</u>を受講修了後に支給。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職中又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により延長した場合は最大20年以内）に受講を開始したこと + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上） 	<ul style="list-style-type: none"> + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上） 	<ul style="list-style-type: none"> + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）
対象講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
支給額	138.3億円	1.9億円	29.8億円
制度開始	2014年10月	2019年10月	1998年12月

(注) 対象講座数は2023年10月時点、受給者数及び支給額は2022年度実績。

教育訓練給付の対象講座指定要件（講座の内容に関する主なもの）

専門実践教育訓練給付

次の①～⑦の類型のいずれかに該当し（【】内は講座期間・時間要件）、かつ類型ごとの講座レベル要件（→下線）を満たすものを指定。

- ① **業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程**
（看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士等の養成課程）【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む※5）】
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ② **専門学校**の**職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム**※5（商業実務、衛生関係、工業関係等）【2年（キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満）】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ③ **専門職大学院**（教職大学院、法科大学院、MBA等）【2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）】
→ 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上
- ④ **大学等の職業実践力育成プログラム**（自動車工学、会計マネジメント等）※1
【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】
→ 就職・在職率（正規課程においては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上
- ⑤ **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**
（ITSSレベル3以上（情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCNP）等）※2
【時間が120時間以上（ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上※3）かつ期間が2年以内】
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ⑥ **第四次産業革命スキル習得講座**（AI、データサイエンス、セキュリティ等）※4【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ⑦ **専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程**※5
【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】
→ 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上

特定一般教育訓練給付

次の①～③の類型のいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件（→下線）を満たすものを指定。

- ① **業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程**（介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修大型自動車第一種免許等）
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ② **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**（ITSSレベル2以上（120時間未満のITSSレベル3を含む））（基本情報技術者試験等）
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ③ **短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム（A I・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程等）**（A I・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程等）
→ 就職・在職率の実績が一定以上

※ 特定一般教育訓練給付、一般教育訓練給付の講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。
・通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上
・通信制：3か月以上1年以内

一般教育訓練給付

次の①又は②の類型のいずれかに該当する教育訓練を指定。

- ① **公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの**
- ② ①に準じ、**訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの**（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

指定講座例

- 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）
- 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護福祉士実務者養成研修等）
- 専門的サービス関係（税理士、社会保険労務士等）
- 情報関係（Webクリエイター、CAD利用技術者試験等）
- 事務関係（TOEIC、簿記検定、日本語教員等）
- 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引士等）
- 技術関係（技術士、建築士、土木施工管理技士検定等）
- その他（大学院修士課程等）

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付
最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付
受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付
受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル3以上(120時間未満)又はITSSレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験
医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

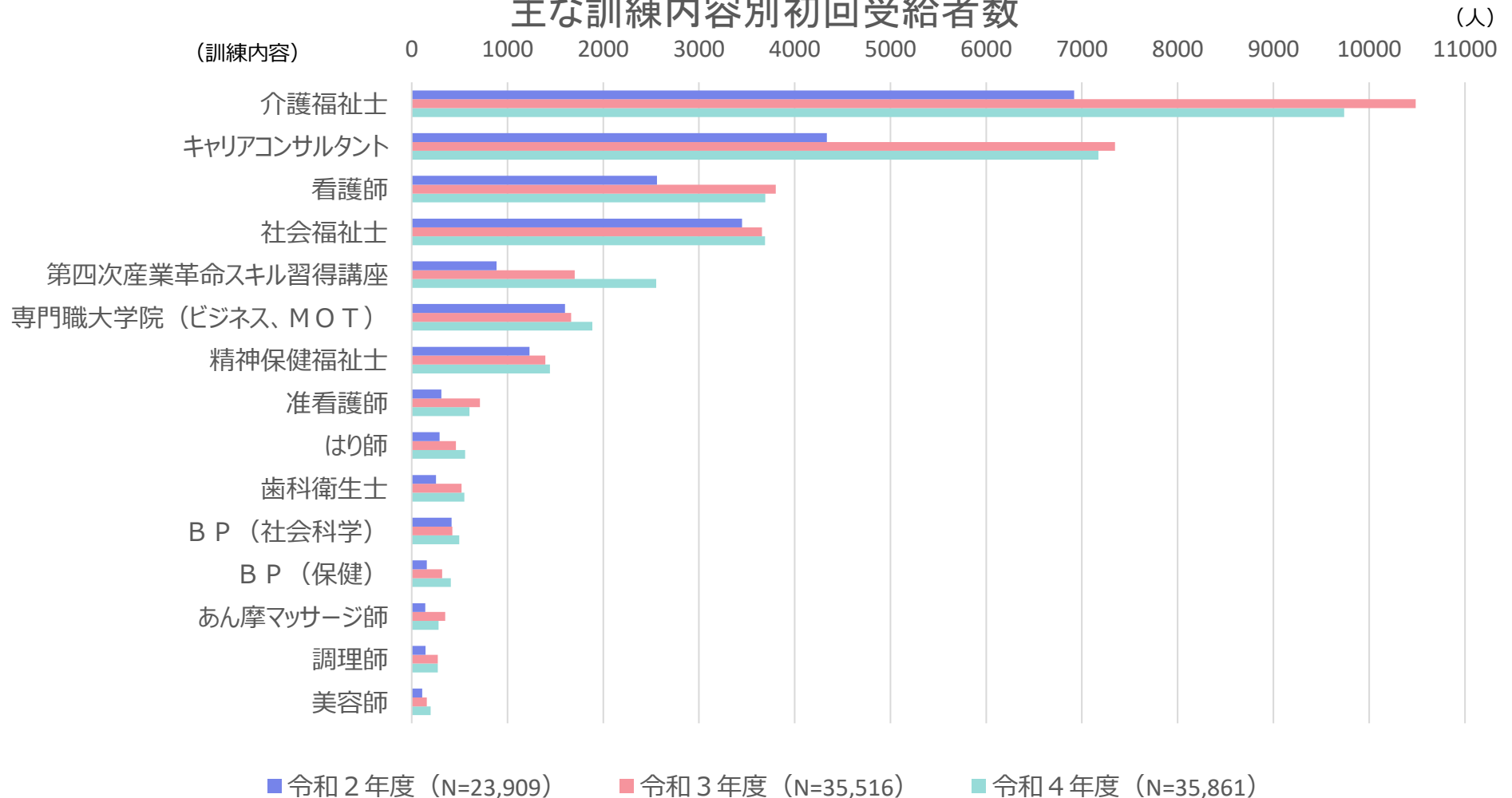
大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)
職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業など)
キャリア形成促進プログラム(医療、文化教養、商業実務関係)
専門職学位(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)
短時間の職業実践力育成プログラム(人文科学・人文)
短時間のキャリア形成促進プログラム(文化教養関係)
修士・博士履修証明科目等履修生

専門実践教育訓練給付金受給者の主な受講内容

○ 直近3か年度の状況を見ると、介護福祉士、キャリアコンサルタント、看護師、社会福祉士といった資格の取得を目的とする講座の受講者が多く、次に、第四次産業革命スキル習得講座、専門職大学院（ビジネス、MOT）等の受講者が多くなっている。

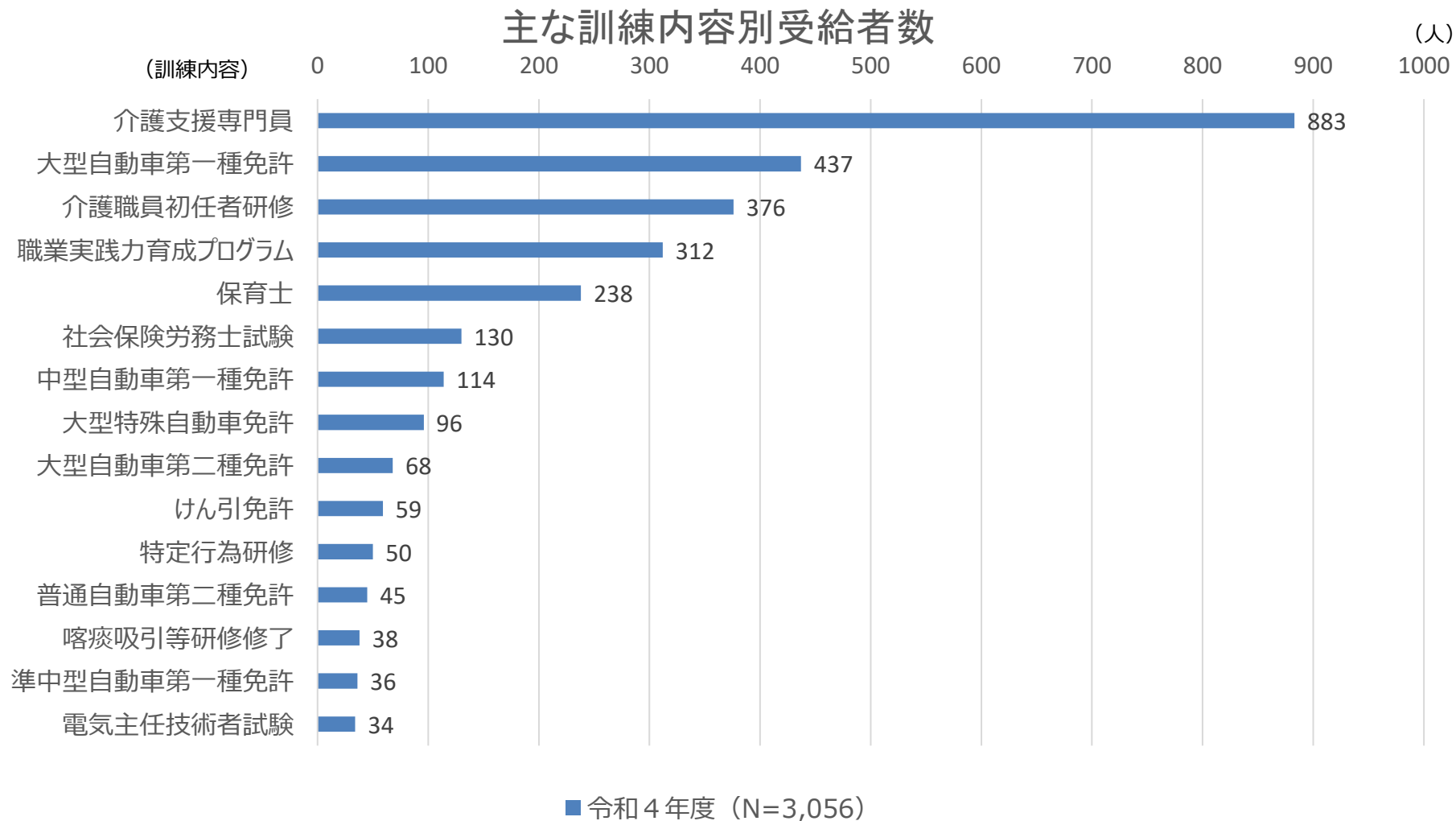
主な訓練内容別初回受給者数



※ 専門実践教育訓練給付受給者の多い順から15コースを抽出している。それ以外のコースの受給者数は、令和2年度は1,111人、令和3年度は2,248人、令和4年度は2,325人。
 ※ このデータは特別集計したものであり、各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
 ※ 「BP」とは、Brush up Program for professional（職業実践力育成プログラム）の略。BP（社会科学）は経営マネジメントコースなど、BP（保健）は認定看護師コースなど。

特定一般教育訓練給付金受給者の主な受講内容

- 令和4年度の状況を見ると、介護支援専門員などの介護関係や大型自動車第一種免許などの運転免許関係の講座の受講者が多く、そのほか、職業実践力育成プログラム、保育士等が多い。



※ 特定一般教育訓練給付金受給者の多い順から15コースを抽出してまとめている。それ以外のコースの受給者数は140人。